

総務委員会会議記録（第1号）

令和5年12月21日

福島県議会

1 日時

令和5年12月21日（木曜）

午前 11時 開会

午後 3時41分 散会

2 場所

総務委員会室

3 会議に付した事件

別添「議案付託表」及び「請願調書」のとおり

4 出席委員

委員長	高 宮 光 敏	副委員長	渡 辺 康 平
委員	渡 辺 義 信	委員	宮 川 えみ子
委員	古 市 三 久	委員	水 野 さちこ
委員	三 村 博 隆	委員	江 花 圭 司
委員	猪 俣 明 伸		

5 議事の経過概要

（午前 11時 開会）

高宮光敏委員長

ただいま出席委員が定足数に達しているので、これより総務委員会を開会する。

開会に当たり一言挨拶する。

さきの本会議において、本委員会の委員長に選任された高宮光敏である。

渡辺康平副委員長をはじめ各委員においては、今後2年間、委員会の円滑な運営に協力願う。

また、執行部においては、県民の代表である我々との政策議論を通じて、一層の

県政進展のために尽力するとともに、委員会運営についても特段の協力を願う。

以上、簡単ではあるが私からの挨拶とする。

初めに、委員席については、ただいま着席のとおり決定して異議ないか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

高宮光敏委員長

異議ないと認め、そのように決定する。

次に、会議録署名委員の指名については、委員長指名で異議ないか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

高宮光敏委員長

異議ないと認め、江花圭司委員、猪俣明伸委員を指名する。

今回、本委員会に付託された案件は、知事提出議案第1号のうち本委員会所管分外18件、議員提出議案第1号外2件及び請願11件である。

また、「陳情一覧表」を手元に配付している。

続いて、審査日程については、手元に配付の審査日程(案)のとおり進めたいと思うが、異議ないか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

高宮光敏委員長

異議ないと認め、そのように進める。

これより総務部の審査に入る。

初めに、各委員、担当書記及び執行部職員の紹介を行う。

まず、各委員の紹介を行うが、渡辺康平副委員長より順次自己紹介を願う。

(各委員自己紹介)

高宮光敏委員長

以上で各委員の紹介を終わる。

続いて、本委員会の担当書記を紹介する。

議事課武藤主任主査兼委員会係長、政務調査課鈴木副主査である。

続いて、執行部側の紹介を願う。

(次長以上自己紹介、その他は知事公室長、政策監及び各次長より紹介)

高宮光敏委員長

以上で紹介を終わる。

これより議案の審査に入る。

本委員会に付託された知事提出議案第1号のうち本委員会所管分外15件を一括議題とする。

直ちに、総務部長の説明を求める。

総務部長

(別紙「12月県議会定例会総務委員会総務部長説明要旨」説明)

高宮光敏委員長

続いて、総務課長の説明を求める。

総務課長

(別紙「議案説明資料」説明)

高宮光敏委員長

続いて、人事課長の説明を求める。

人事課長

(別紙「議案説明資料」説明)

高宮光敏委員長

続いて、福利厚生室長の説明を求める。

福利厚生室長

(別紙「議案説明資料」説明)

高宮光敏委員長

続いて、私学・法人課長の説明を求める。

私学・法人課長

(別紙「議案説明資料」説明)

高宮光敏委員長

続いて、施設管理課長の説明を求める。

施設管理課長

(別紙「議案説明資料」説明)

高宮光敏委員長

以上で説明が終わったので、これより議案に対する質疑に入る。

なお、主たる事務事業の概要等に係る質問がある場合には、一般的事項の際に願う。

質疑のある方は発言願う。

古市三久委員

福島県立医科大学の中期目標について聞く。総32ページの（2）の成果指標について、医師国家試験合格率（新卒者）で平均95%以上など幾つか記載があるが、この実態はどのようになっているのか。

私学・法人課長

成果指標の合格率等については、福島県立医科大学の状況を聞いてここ5年ほどの実績の平均を取り、それよりも若干高めに設定している。平均のため実態は指標より上下があるが、今後目指す数値として決めたものである。

古市三久委員

今の回答は分かるが、例えば平均95%以上となっている医師国家試験合格率の実態がどの程度かを聞いている。

私学・法人課長

最近の状況だが、平成30年度は非常に低く91.6%、令和元年度は96.8%、2年度は93.5%、3年度は93.8%、4年度は100%であり、平均95.1%である。成果指標は過去の合格率の平均を参考としているが、低い年度もあったため、努力目標も含めて平均95%以上とした。

次に保健師の合格率だが、平成30年度は82.3%、令和元年度は97.5%、2年度は98.8%、3年度は94%、4年度は97.6%であり、平均は94%で成果指標は平均95%以上とした。

また、看護師の合格率については、平成30年度は98.7%、令和元年度は98.8%、2年度は98.8%、3年度は98.8%、4年度は97.6%であり、平均は98.5%だが、やはり全員の合格を目指すために成果指標は100%とした。

古市三久委員

次に、（7）の成果指標に医学部卒業後の県内に臨床研修医として勤務した割合が平均62%以上とあるが、現在の実態はどの程度か。

私学・法人課長

この成果指標も今までの実績に基づいて算出している。平成30年度は59.4%、令和元年度は56.3%、2年度は57%、3年度は53.5%、4年度は66.4%であり、平均は58.5%だが、今後さらなる県内定着を図るため、成果指標は平均62%以上に設定

した。

古市三久委員

奨学金制度や地域枠の割合もある中で、それらを様々に組み合わせてどの程度成果を出せるかだと思う。現在保健福祉部等でも様々に対策しているが、この平均62%以上との成果指標で、県内の医師不足がどの程度解消されると分析しているのか。

福島県立医科大学の卒業生が本県で医師として働いてくれば一番よいが、そうっていないのが実態であり、特に会津地方や浜通り地方は医師不足になっている。私学・法人課の所管ではないかもしれないが、中期目標を定める場合には、現状を分析して実効性のある目標としなければならない。様々に情報の共有を行い、本県の医師不足を相対的に解消するためにこのような目標を定めたと思うが、どこまで実効性が伴うのかが問題である。その辺りについてしっかり対応してもらいたいと思うため、よろしく願う。

また、会津大学の中期目標に係る成果指標について、大学の成果を金額に換算することは難しいと思うが、金額に換算しようとしているのか。

私学・法人課長

成果指標については、当然金額でははかれない部分もある。中期目標策定のプロセスとして、まず各大学に意見を聞いて調整した上で、全庁的に照会して成果指標を定めている。

高宮光敏委員長

質疑の途中であるが、ここで暫時休憩する。

再開は午後1時とする。

(午後 0時 2分 休憩)

(午後 0時59分 開議)

高宮光敏委員長

再開する。

休憩前に引き続き、議案に対する質疑を行う。

質疑のある方は発言願う。

古市三久委員

先ほどの会津大学の中期目標についてだが、成果指標を金額に換算するとすれば、例えば利益が幾らなどと設定しているのか。

私学・法人課長

成果指標は総37ページから記載のとおり、主要学術論文の採択件数が累計1,800件以上など、各項目においてそれぞれ設定している。

古市三久委員

金額に換算することはないと理解した。

1つ戻るが、総34ページの福島県立医科大学に係る成果指標において、県内医療機関からの医師派遣依頼への対応率が84%以上となっているが、この対応率の分母と分子の数値を聞く。

私学・法人課長

まず対応率は過去の実績から算出しており、平成30年度が84%、令和元年度が86%、2年度が84%、3年度が88%、4年度が87%である。件数についてはすぐに出てこないが、毎年1,000人程度対応しており、6年間で6,000件以上対応するよう成果指標を定めたものである。

古市三久委員

もっと分かりやすく説明してほしい。分母と分子が幾らで84%になるのか。

私学・法人課長

申し訳ないが、分母と分子の数値は持っていない。対応件数については、平成30年度が1,153件、令和元年度が1,227件、2年度が1,246件、3年度が1,335件、4年度が1,379件であり、対応率は先ほど説明したとおりである。

古市三久委員

その件数から84%という数値が出てくるのではないのか。このように記載している以上、しっかり説明できないのはまずいと思う。これは後ほど説明してもらいたい。

次に総32ページ、医学部卒業後の県内に臨床研修医として勤務した割合が平均62%以上となっているが、この割合の分母と分子の数値を聞く。

私学・法人課長

先ほど指摘の医師派遣に係る具体的な数値について、中期目標は県が大きな部分

を設定し、議決後に各大学がそれに基づいた中期計画を策定するものである。62%はあくまでもパーセントで考えたものであり、この詳しい数値は福島県立医科大学が中期計画として今後細かに策定していく流れである。

古市三久委員

さっぱり分からない。医師の県内定着率は、福島県立医科大学の卒業生の人数、臨床研修医の人数、地元に残る者の人数を計算して62%と決めているはずである。10年間は県内に残る制度もあり、県内定着率を最終的にどこがどう決めるのか分からないが、中期目標は検討委員会を開いて決めたわけであり、それなりの根拠があるはずである。その根拠がどうなのか説明できないのは駄目だと思う。それがつまり分母と分子であり、そこから出てくる割合がどのようになっているのかを県民に示していかなければ、非常にまずいと思う。

ここで言っても答弁が難しいのであれば、後で資料を提出し、この2つの分母と分子について説明してもらいたい。

高宮光敏委員長

ただいま古市委員から2つの案件について資料請求があったが、提出できるか。

私学・法人課長

私学・法人課として公立大学法人の中期目標を定めたが、実際、様々な数値があり、策定に当たってはあらかじめ法人の意見に配慮し、さらに医師などの医療人材の関係は、所管している保健福祉部にも照会して意見を聞いた上で設定したものである。このため、保健福祉部にも確認して数値を提出できるか検討したい。

高宮光敏委員長

それは提出できるということによいのか。

私学・法人課長

公表している数値などがあると思うため、検討した上で提出したい。

高宮光敏委員長

資料は提出できるということによいか。いつまでに提出できるか。

私学・法人課長

持ち帰って検討し、数日中に提出したい。

高宮光敏委員長

それではよろしく願う。

宮川えみ子委員

古市委員の質疑に関連するが、医師不足が問題になる中で成果指標の設定は非常に重要であるため、私も内容が分かる資料を提出してほしいと思う。

県内でも医師不足、医師偏在の課題があるが、偏在を解消するような成果指標を中期目標に入れることはできないのか。

私学・法人課長

中期目標の策定に当たっては県議会の公立大学法人中期目標調査検討委員会による検討を経ているが、その際にも同じ意見があった。委員の指摘は非常に重要な点ではあるが、医師偏在は全県的な課題であり、福島県立医科大学が担っているのはその一部である。最大限考慮してこのような記載としており、私学・法人課としては、同大学がしっかり医療人の育成ができるよう支援していく。

宮川えみ子委員

それについては理解した。同じく関連するが、総34ページの下段に業務運営の改善及び効率化に関する事項に係る成果指標があり、管理職における女性割合を中期目標の終期である6年後までに18%以上にするとある。この分野は非常に厳しいと思うが、現在はどの程度で、どのような論議があって18%以上と決めたのか。

また、教職員の育児休業取得率が100%、業務の見直しを図った件数が累計12件となっているが、分かる範囲でこの数値の詳細を聞く。

私学・法人課長

管理職における女性割合は括弧書きにあるように教職員であり、教員を含むために現状は15.6%と低い。そのような意味からさらに増やしていくため、最終年度18%以上と設定した。

教職員の育児休業取得率については福島県立医科大学も現状の数値を出していないが、全員が取得できるように取り組んでもらいたいという趣旨である。また、業務の見直しを図った件数について、今まで特にカウントしてきたものではないが、今後は1年間に2件以上業務の見直しを図っていくとして数値を設定した。

繰り返しになるが、さらに細かい内容については、今後大学において中期計画として策定していく。

宮川えみ子委員

中期目標の議案について、どの辺りまで委員会で審査するのかよく分からない。

ジェンダー平等が急速に進んでいる今の状況の中で、6年後に18%以上との成果指標は、議会が決めるにはあまりにも遅れていると思う。公立大学法人中期目標調査検討委員会の検討を経ているため、どこまで賛成か反対を言えるか分からないが、何かコメントなどを付けられないものかと思う。

また、今まで両大学の民主的な運営が問題になり、県民から批判される事態となったことは非常に大きい。中期目標の最後に民主的な運営やコンプライアンス研修について記載があり、この指標と管理職における女性割合の指標は強調されるべきと思うが、我々は何か提案できるのか。

高宮光敏委員長

議案内の中身を審査しているので、提案はできないのではないかと。

古市三久委員

関連して聞くが、管理職（教職員のうち特別調整額支給対象者）における女性の割合はどの程度なのか。

私学・法人課長

詳細な数値は福島県立医科大学が持っているが、現状は15.6%であり、母数が非常に大きいため1%増やすこともなかなか容易ではない。成果指標の18%以上は、かなり意欲的な数値である。

古市三久委員

分からないものは仕方がないが、特別調整額が支給されている管理職の教職員のうち約15%が女性であり、それを18%以上にするということである。宮川委員から現状に合っていないとの指摘があったが、どの程度の教職員がいてどのような状況なのかよく分からないため、意見を言いようがなく、多いか少ないかも判断できない。議決後は福島県立医科大学にこの中期目標を伝えると思うが、その際にこのような問題意識が委員会であったことも伝えてもらい、なるべく早い時期に目標を18%以上に高めて管理職の女性を増やすよう、要望とすればよいのではないかと。そのように対応してもらいたいと思う。

私学・法人課長

県議会の公立大学法人中期目標調査検討委員会でも様々な意見があり、それらも各大学につないでいる。今回指摘を受けた意見等についてもしっかりと両大学に伝え、それを基に中期計画を策定してもらおうよう、進めていきたい。

江花圭司委員

今回土木部でも社会インフラの維持管理経費が増額されるようだが、総4ページの公共施設等維持補修基金の積立額に係る算出根拠を聞く。

財政課長

公共施設等維持補修基金への積立額31億7,124万7,000円だが、今回の12月補正予算編成における減額補正等により生じた一般財源を活用し、公共施設等に係る将来的な大規模修繕や一部補修等に備えるために積み立てるものである。

江花圭司委員

総9、10ページの公立大学法人費だが、医科大学費と会津大学費に係る減額補正の内容を聞く。

私学・法人課長

総9ページの医科大学費の減額だが、医療機器整備費において、会津医療センターの医療機器購入に当たり請差が出たため、補助実績見込みが当初の予定を下回ったことから減額したものである。なお、医療機器の主なものは、腹腔鏡システムや内視鏡システムなどである。

次に、総10ページの会津大学費の減額だが、会津大学で使用している機器の設備更新にかかる経費について、図書館のICタグの導入に当たっての請差など、年間所要額がおおむね確定して減額したものである。

江花圭司委員

請差の大小は判断できないが、これほどの金額があれば会津大学にもっと設備投資できるのではないか。宮崎前学長の時代から、学校運営に当たりさらなる設備投資が必要との要望を地域からも受けており、これほど残すのは非常にもったいない。

また、今回学長が東原学長に代わり、学校運営が少し滞った部分があると思うが、その辺りはどう認識しているか。

私学・法人課長

今後の予算編成については、会津大学ともよく調整しながら、余りが出ないよう効果的に予算を執行していきたい。

また、会津大学は任期途中で理事長兼学長が辞任し、12月1日付で知事が新理事長を任命したところである。新しい理事長の下で様々に動き始めているが、コンピューター理工学の専門大学として国際社会からも評価されている会津大学、地域社

会に密着した活動を積極的に行っている短期大学部、それぞれの特徴を生かしながら魅力ある大学運営に向けた尽力を期待しており、県としてもしっかりと大学を支援していきたい。

江花圭司委員

設備投資関係の予算に関しては、まず大学から要望があって当初予算に計上し、その後このように補正していくと思うが、詳細を聞く。

私学・法人課長

当初予算については大学からの要求を精査した上で予算計上し、議決後、新年度に入札やプロポーザルを実施して機器を整備する。その際に請差が生じることがあり、請差等に基づいて予算額を精査した上で、余る部分については減額補正する流れで進めている。

宮川えみ子委員

総3ページの入札改革推進費37万9,000円について、具体的な内容を聞く。

入札監理課長

入札改革推進費の増額は、入札監理課で所管している建設業管理システムの改修に伴う補正である。これは入札の事務手続に使用するシステムであり、入札参加資格者の管理や入札情報の入力管理を行っているが、入札関連情報の漏えいの問題があったため、セキュリティーを強化するものである。

主な改修内容は、自所属以外の情報を閲覧できないようにする、閲覧メニューを担当業務に応じて限定する、設計金額を非表示にする等である。

宮川えみ子委員

総40ページの議案第48号について、料金の上限を定める受講料の区分に栄養に係るカテーテル管理（抹消留置型中心静脈注射用カテーテル管理）関連2万8,000円が新設されたが、これは福島県立医科大学だけなのか、それとも別の大学にもあるものなのか。内容と金額の根拠を聞く。

私学・法人課長

福島県立医科大学において看護師特定行為研修を開講しており、科目ごとに金額を定めている。新たに追加した区分については、金額は同大学が診療報酬等を勘案して出してきたおり、県としてもこの額が適正と認めて認可するものである。

宮川えみ子委員

このカテゴリーの管理は実際に行っているが、研修で教えるのはこれが初めてとの理解でよいか。

私学・法人課長

看護師が受ける研修では今まで行っていなかったが、新たに講習科目に追加し受講者から料金を徴収するものである。施行予定日が3月1日になっているのは準備期間が必要なためである。

猪俣明伸委員

会津大学の中期目標について、総38ページの第5財務内容の改善に関する事項では、外部資金等の獲得額を累計18億円とする成果指標としているが、具体的にどのようにして達成することを想定しているのか。現在、世界中の大学で外部資金獲得が非常に激しくなっており、ハーバード大学など有名大学は毎年1,000億円近くを集めている。この厳しい状況でどのように活動していくのか聞く。

私学・法人課長

会津大学では様々な研究に対して、様々な財団等から外部資金を年間約3億円、累計18億円獲得することとした。確かに世界的な有名大学と比べれば少ないが、今までの実績等を勘案して目標額を設定した。

猪俣明伸委員

総29ページの当せん金付証券の発売について、この宝くじを販売する利益はどの程度を想定しているか。また、その利益は何に使っているのか。

総務課長

県内で売上げのあった宝くじの約4割が県の収入となり、昨年度は47億円弱の収入があった。用途については、道路整備など公共事業の一般財源、市町村への交付金、海外との交流などの文化活動の財源としている。

猪俣明伸委員

発売総額の180億円には根拠があるのか。もっと増やすことはできるのか。

総務課長

180億円は宝くじの上限額である。本県は全国宝くじ事務協議会、関東・中部・東北自治宝くじ協議会に加盟しており、それらが発売する全国の発売計画と本県における前年度の売上げ実績等を基に算出している。令和6年度の販売額は今年度と同水準と見込み、今年度と同じ180億円を計上した。

高宮光敏委員長

ほかにないか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

高宮光敏委員長

なければ、以上で議案に対する質疑を終結し、これより一般的事項に対する質問に入る。

質問のある方は発言願う。

宮川えみ子委員

今回給与改定等の議案が出ているが、現在の会計年度任用職員の人数とそのうちの女性の人数を聞く。

人事課長

会計年度任用職員の人数は令和5年4月1日現在1,583名であり、そのうち女性は744名である。

江花圭司委員

先ほど公共施設関係の質疑の際に述べたが、今回の当初予算で土木部が維持管理経費を増額する予定である。総務部なので入札関係になるが、昨年、一昨年と災害が多かったことから入札要件も様々緩和され、地域の業者が受注しやすくなったことに本当に感謝する。

地域の事業者は、今後も継続的に受注できるか将来的な不安を持っているが、総務部では、今後地域の業者が担い手として持続的に活動できるようにするため、入札に対する地域要件等についてどのように考えているか。

入札監理課長

地域の事業者に対する入札制度については、現在実施している総合評価方式において、道路の維持補修や除雪、災害対応に取り組んでいる業者を評価項目の中で高く評価している。また、地域の守り手育成型方式の指名競争入札についても、維持補修や除雪、災害対応をしている業者を対象として指名競争を行うなど、地域の守り手を育成していく方針で入札制度も見直してきている。

江花圭司委員

土木部と総務部が一体となり、地域の担い手を守る形で進めていると理解した。

三村博隆委員

職員の不祥事は、本当に残念なことである。再発防止と信頼回復にしっかりと努めていく意思を示してもらいたいと思うが、部長説明要旨には、福島県職員の不祥事対策に関する検討委員会における報告書を踏まえ、再発防止のために管理職のコミュニケーションスキル向上や各職場内でグループワークを実施するとある。こうした研修については1回で終わっては意味がないと思うが、繰り返して実施するのかなど、スケジュール等を具体的に聞く。また、専門の指導者の活用も考えているか。

職員研修課長

不祥事案の再発防止に向けた研修の取組だが、まず今回の不祥事案を受けて、新たに大きく2つの研修を実施したいと考えている。1つは全職員向けとして、今回の不祥事による懲戒処分を受けての具体的な影響等を説明した動画を見てもらい、それに基づいて職場内で少人数による意見交換をしながら自分自身や周りの職員の考えを確認していく取組である。

また、委員指摘のとおり、これまでも管理職が面談等を通じて職員と意思疎通を図る取組をしているが、面談が形式化しているとの指摘もあり、よりコミュニケーションが取れるやり方を学んでもらうため、年度内には、各所属の管理職に対して、外部の専門講師からコミュニケーションの取り方や面談に当たっての上手な話し方等を具体的に学んでもらう研修を実施したいと考えている。来年度以降も、引き続き研修を通じて不祥事防止対策に取り組んでいきたい。

三村博隆委員

研修やグループワークなどを行い、職員個々の意識を高めることから始めていくと理解した。面談の話も出たが、やはり研修等を行い効果をしっかりと見極めた上で、次の取組を考えなければならない。これまでも職員面談を行っていたと思うが、回数を増やすのか、それとも内容の充実を図るのか、結果を確認する意味で聞く。

人事課長

職員面談についてはこれまでも年1回は実施してきたが、残念ながら不祥事が立て続けていることもあり、不祥事が発生するたびに随時の面談を通じて、自覚を持った行動をするよう周知に努めてきた。

基本的な面談は回数を重ねてきたが、今般、不祥事が立て続いたために第三者委員会を立ち上げ有識者の意見をもらった中で、面談がマンネリ化しているのではな

いかとの指摘があった。面談は管理職と部下が一对一で行うが、職員個人が抱えている悩みや不安を引き出す手法は個々の管理職任せにしていたところがあったため、今回は管理職のコミュニケーションスキルアップのための研修を行い、全ての管理職が各部下職員の性格や様々な事情に応じた面談を行い、不祥事防止につながるようにしていきたいと考えている。

水野さちこ委員

部長説明要旨に中小企業等への省エネ設備導入への支援、地域公共交通機関や輸送事業者等への事業継続支援、観光需要の喚起を通じた地域観光事業者への支援とあるが、県内を様々見たときに、こうしたことで困っている人がたくさんいる。これらの支援は一時的なものとして実施するのか、取組の期間など詳細について答えられる範囲で聞く。

財政課長

今回追加提案した物価高騰対策について、中小企業の支援や地域公共交通の支援などに活用できる物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金が国の総合経済対策で措置されたため、それを最大限活用し、物価高騰の影響を受けている事業者や生活者の支援について、各部局が事業を構築して予算計上している。物価高は高止まりしている状況だが、苦しい事業者等を支援するために、議決されればこれらの取組をしっかりと執行した上で成果や効果などを見極め、物価の動向なども注視しながら、適時適切に対応していきたい。

宮川えみ子委員

先ほど会計年度任用職員とそのうちの女性の人数を聞いたが、会計年度任用職員には様々な雇用形態があると思う。一般事務職が一番多いようなので限定して聞くが、同じ仕事をしていて一般職員とどの程度差があり、今回の改定で差は縮まるのか。

人事課長

会計年度任用事務職員の給与額については一般質問でも答弁しているとおり、会計年度任用事務職員の年収は行政職の高校卒程度の初任給基準を採用している。令和5年4月1日現在でこの基準を基に試算すると、高校新卒で1年間任用された場合、標準的な年収は約220万円となる。

なお、高校新卒で採用された行政職正規職員の初年度の標準的な年収は約240万

円である。

宮川えみ子委員

今回の条例改正により勤勉手当が出るようになるが、給与の差は少し縮まるのか。

人事課長

一般職員の給与改定について議案を提出しているが、議決されれば会計年度任用職員も一般職員と同様に引上げ改定したいと考えており、1年間を通じて任用された場合、約13万円の増額となる。あわせて、今回議案を提出している会計年度任用職員の勤勉手当の支給について議決されれば、来年度からは1年間を通じて任用された場合、約37万円の増額となる。

宮川えみ子委員

今回の改定により一般的な給与が約13万円、勤勉手当が約37万円増額になり、合計約50万円の差が縮まると考えてよいか。

人事課長

正規職員についても給与改定等があるため単純な比較はできないが、これまで支給がなかった勤勉手当分については新たな上乘せとなる。

宮川えみ子委員

勤勉手当の約37万円が縮まるとの認識でよいか。

人事課長

基本的にはそのように捉えて差し支えない。

古市三久委員

昨日の私の一般質問への答弁は今課長が述べたとおりで、正規職員と会計年度任用職員の給与は約20万円しか差がない。それなのに約50万円上がったら、正規職員よりも非正規職員が高くなってしまいが、それは違うのか。会計年度任用職員の約220万円と正規職員の約240万円は、毎月の給料と6月及び12月のボーナス等が含まれた年収という理解でよいか。

人事課長

約220万円と約240万円の数字の根拠だが、会計年度任用職員は本俸である給料に加えて現時点では期末手当のみが支給がされており、それを加えた金額が約220万円である。また、高校新卒採用の正規職員の年収約240万円は、給料に加えて期末手当及び勤勉手当を加えた金額となっている。

古市三久委員

そこに今度は勤勉手当が支給されることになる。その一方で正規職員も給料が高くなるのか分からないが、勤勉手当を加えるとどうなるのか。

人事課長

先ほど勤勉手当の導入効果を約37万円と述べたが、これは平均的な数字である。約220万円の職員についての勤勉手当の試算は手元にはないが、正規職員を逆転することはない。

古市三久委員

逆転することになったらおかしい。どのように計算したのか分からないが、昨日の一般質問の答弁は本当に正しかったのかと疑問に思ってしまう。後ほど積算根拠を示してもらいたい。

会計年度任用職員は1年ごとに更新するのか。更新は最長で5年だったかと思うが、更新ごとに定期昇給はあるのか。

人事課長

会計年度任用職員は任期が1年ごとに設定されており、定期昇給という考えはない。

古市三久委員

1年間働いて次の年に再び採用された場合に定期昇給はないというが、1年間働いたインセンティブなどは何かあるのか。

人事課長

勤務に応じたインセンティブとのことだが、給料面ではこれまで任用の期間に応じて期末手当が支給されていた。今回新たに、勤務の状況に応じて勤勉手当が支給できることになる。

古市三久委員

つまり、ないということである。私はそのような質問をしたのではない。期末手当と勤勉手当の支給は働いていたら当たり前で、今までなかったことが問題である。改善はされてきたが、本来は同一労働、同一賃金であり、極めて不平等であった。現在は同一賃金に近づけようとしており、職務内容の違いなど様々な問題はあると思うが、依然として会計年度任用職員と正規職員の間には格差がある。

県職員が不足しているために会計年度任用職員の制度を活用しているが、これだ

けの人数を必要としている。必要があるから雇用しているのであり、失業対策で雇っているわけではないと思う。しかし、この制度は非常に問題があり、その結果、日本全体の経済活動が減って景気が悪くなっている。給料を多くもらえれば消費もできるが、なければ買えないわけで、景気を上げるためにも給料は上げるべきである。そうっていないのが問題であり、会計年度任用職員の制度などはやめて、全て同じにすればよい。

法律で定数が決まっていることなど難しい問題もあるためこれ以上は言わないが、答弁を聞いてもよく分からないため、昨日の一般質問の答弁とも関連して、会計年度任用職員と正規職員の賃金や支給額について改めて委員会に提出してもらいたい。

高宮光敏委員長

古市委員から資料の要求があったが、執行部では提出できるか。

人事課長

ただいま要求のあった資料については提出したい。

高宮光敏委員長

いつまでに提出できるか。

人事課長

採決委員会までには提出したい。

高宮光敏委員長

ただいまの資料について、委員会に提出を求めることに異議ないか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

高宮光敏委員長

異議ないと認め、15部の提出を求める。

宮川えみ子委員

関連して聞くが、高校新卒の場合、会計年度任用職員と一般職員の比較について約220万円と約240万円との答弁だったが、いかにも大した差がないような印象を受ける。勤勉手当が約37万円であることも理解を難しくしているが、平均であるというこの約37万円は、いつ時点の金額なのか。年齢なども関係しているのか。

人事課長

勤勉手当の根拠だが、行政職1級19号給の職員見合いで算定しており、高校卒業

後10年間経過した職員であれば37万円程度になると想定した金額である。

宮川えみ子委員

最初の答弁は高校新卒として約220万円と約240万円を示した一方、勤勉手当の約37万円は10年後であり、比較の時点が違うため、理解に苦しむ説明になったと思う。

10年間経過した会計年度任用職員と正規職員との差は幾らか。

人事課長

高校を卒業して10年経過した会計年度任用事務職員の年収について、フルタイムの場合は約250万円であり、同様に高校卒業から10年経過後の行政職正規職員は約370万となる。

宮川えみ子委員

当然だが、だんだん広がっていくわけである。会計年度任用職員は1,583名もあり、同じ仕事をしている。一度には無理でも、会計年度任用職員の人数を増やすのではなく、できるだけ正規職員として採用し、差を縮めていく努力をしていかなければ、意欲を持って働くことができない。このような差を生じさせる県の方向性は非常に問題だと思う。参考までに、会計年度任用職員制度の導入時期及び年度ごとの人数を聞く。

人事課長

会計年度任用職員制度は、地方公務員法及び地方自治法の改正によって創設された制度であり、令和2年度から導入された。2年度以降の職員数は、総数で2年4月1日現在が約1,700名、3年4月1日現在が約1,600名、4年4月1日現在が1,600名である。

宮川えみ子委員

概数ではなく、会計年度任用職員制度導入以降の正確な数値を願う。

人事課長

正確には、令和2年4月1日現在が1,717名、3年4月1日現在が1,637名、4年4月1日現在が1,676名である。

古市三久委員

最後に1つ聞くが、現在の県の正規職員は何名か。

行政経営課長

知事部局の職員数は、今年4月1日現在で5,410名である。

高宮光敏委員長

ほかはないか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

高宮光敏委員長

なければ、以上で一般的事項に対する質問を終結する。

次に、請願の審査に入る。

なお、本委員会に付託された請願のうち、請願1号外1件については、意見書の提出を求める請願であるため、別途審査を行う。

意見書の提出を求める請願を除く請願について、請願調書の件名のみ書記に朗読させる。

(書記朗読)

高宮光敏委員長

ただいま朗読させた各請願について、方向づけを尋ねる。

初めに、請願2号について各委員の意見を尋ねる。

江花圭司委員

採択を願う。

猪俣明伸委員

採択を願う。

宮川えみ子委員

採択を願う。

水野さちこ委員

採択を願う。

高宮光敏委員長

請願2号については、採択の方向として異議ないか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

高宮光敏委員長

異議ないと認め、そのようにする。

次に、請願3号について各委員の意見を尋ねる。

江花圭司委員

採択を願う。

猪俣明伸委員

採択を願う。

宮川えみ子委員

採択を願う。

水野さちこ委員

採択を願う。

高宮光敏委員長

請願 3 号については、採択の方向として異議ないか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

高宮光敏委員長

異議ないと認め、そのようにする。

次に、請願 4 号について各委員の意見を尋ねる。

江花圭司委員

採択を願う。

猪俣明伸委員

採択を願う。

宮川えみ子委員

採択を願う。

水野さちこ委員

採択を願う。

高宮光敏委員長

請願 4 号については、採択の方向として異議ないか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

高宮光敏委員長

異議ないと認め、そのようにする。

次に、請願 5 号について各委員の意見を尋ねる。

江花圭司委員

採択を願う。

猪俣明伸委員

採択を願う。

宮川えみ子委員

採択を願う。

水野さちこ委員

採択を願う。

高宮光敏委員長

新規請願5号については、採択の方向として異議ないか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

高宮光敏委員長

異議ないと認め、そのようにする。

次に、請願6号について各委員の意見を尋ねる。

江花圭司委員

採択を願う。

猪俣明伸委員

採択を願う。

宮川えみ子委員

採択を願う。

水野さちこ委員

採択を願う。

高宮光敏委員長

請願6号については、採択の方向として異議ないか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

高宮光敏委員長

異議ないと認め、そのようにする。

次に、請願7号について各委員の意見を尋ねる。

江花圭司委員

採択を願う。

猪俣明伸委員

採択を願う。

宮川えみ子委員

採択を願う。

水野さちこ委員

採択を願う。

高宮光敏委員長

請願7号については、採択の方向として異議ないか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

高宮光敏委員長

異議ないと認め、そのようにする。

次に、請願8号について各委員の意見を尋ねる。

江花圭司委員

採択を願う。

猪俣明伸委員

採択を願う。

宮川えみ子委員

採択を願う。

水野さちこ委員

採択を願う。

高宮光敏委員長

請願8号については、採択の方向として異議ないか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

高宮光敏委員長

異議ないと認め、そのようにする。

次に、請願11号について各委員の意見を尋ねる。

宮川えみ子委員

採択を願う。

江花圭司委員

継続審査を願う。

猪俣明伸委員

継続審査を願う。

水野さちこ委員

継続審査を願う。

高宮光敏委員長

請願11号については意見が一致していないため、本日は方向づけを行わず、採決において結論を出したいと思うが、異議ないか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

高宮光敏委員長

異議ないと認め、そのようにする。

次に、請願12号について各委員の意見を尋ねる。

宮川えみ子委員

採択を願う。

江花圭司委員

継続審査を願う。

猪俣明伸委員

継続審査を願う。

水野さちこ委員

継続審査を願う。

高宮光敏委員長

請願12号については意見が一致していないため、本日は方向づけを行わず、採決において結論を出したいと思うが、異議ないか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

高宮光敏委員長

異議ないと認め、そのようにする。

なお、採決は12月25日に行う。

以上で意見書の提出を求める請願を除く請願の審査を終わる。

これをもって、総務部の審査を終わる。

執行部交代のため、暫時休憩する。

(午後 2時17分 休憩)

(午後 2時19分 開議)

高宮光敏委員長

再開する。

これより危機管理部の審査に入る。

初めに、各委員及び執行部職員の紹介を行う。

まず、私から挨拶する。

さきの本会議において、本委員会の委員長に選任された高宮光敏である。

執行部においては、県民の代表である我々との政策議論を通して、一層の県政進展のために努力するとともに、委員会運営についても特段の協力を願う。

以上、簡単であるが挨拶とする。

次に、各委員の紹介を行うが、渡辺康平副委員長より順次自己紹介を願う。

(各委員自己紹介)

高宮光敏委員長

以上で各委員の紹介を終わる。

続いて、執行部側の紹介を願う。

(部参事以上自己紹介、その他は政策監より紹介)

高宮光敏委員長

以上で紹介を終わる。

これより議案の審査に入る。

本委員会に付託された知事提出議案第1号のうち本委員会所管分外3件を一括議題とする。

直ちに、危機管理部長の説明を求める。

危機管理部長

(別紙「12月県議会定例会総務委員会危機管理部長説明要旨」説明)

高宮光敏委員長

続いて、危機管理課長の説明を求める。

危機管理課長

(別紙「議案説明資料」説明)

高宮光敏委員長

続いて、消防保安課長の説明を求める。

消防保安課長

(別紙「議案説明資料」説明)

高宮光敏委員長

続いて、災害対策課長の説明を求める。

災害対策課長

(別紙「議案説明資料」説明)

高宮光敏委員長

以上で説明が終わったので、これより議案に対する質疑に入る。

なお、主たる事務事業の概要等に係る質問がある場合は、一般的事項の際に願う。

質疑のある方は発言願う。

宮川えみ子委員

議案第9号の福島県液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律関係手数料条例の一部改正だが、認定高度保安実施者はどのような資格を持つ者か。

消防保安課長

認定高度保安実施者は、保安レベルの持続的向上や保安人材の減少に対応するために経済産業省が認定する者である。

宮川えみ子委員

これまでは法に基づく完成検査を高圧ガス保安協会が行っていたとのことだが、認定高度保安実施者の資格を取れば、今後は自社で検査できるという解釈でよいか。

消防保安課長

委員指摘のとおり、これまでは民間事業者の指定完成検査機関や高圧ガス保安協会のほか、認定完成検査実施者の制度により検査していたが、今般、認定高度保安実施者制度が新たに追加されたことで、各事業所が認定を受けて自主点検できるようになった。

宮川えみ子委員

液化石油ガスの検査はかなり危険を伴うと思うが、どの程度以上のものを扱うのか。また、県内でこの条例の適用になる会社はどの程度あるのか。

消防保安課長

認定高度保安実施者が実施する完成検査は10 t以上の貯蔵施設となる。県内では13社ほどが想定される。

宮川えみ子委員

小名浜臨海辺りの石油コンビナートの会社も含まれるか。

消防保安課長

小名浜の石油ふ頭は石油の備蓄であり、LPガスではない。いわき地区で想定される会社は常磐共同ガス（株）、阿部商事（株）などである。

宮川えみ子委員

今までは第三者が検査していたが、法律改正により、認定高度保安実施者の資格を取れば自社の社員が検査できることになったとの理解でよいか。

消防保安課長

委員指摘のとおり、自社の完成検査ができることになる。

宮川えみ子委員

違反例は全国で約400件と非常に多く、死亡者も1人出ていると国会で答弁があったが、その辺りの認識はあるか。

消防保安課長

詳細までは確認していないが、承知している。

宮川えみ子委員

法令違反や死亡事故について、正確な件数や事故の詳細は聞いているか。

消防保安課長

申し訳ないが、詳細は把握していない。今のところ県内で違反した事例は確認されていないが、LPガスの事故は昨年2件あった。負傷者は出たが、死亡者は出ていない。

宮川えみ子委員

その2件は県内の事故か。どのような事例だったのか。

消防保安課長

直近では、今年3月に二本松市で起きた（株）東北東海の事故がある。

宮川えみ子委員

資格を取れば自社の検査ができることには危険も伴うと思うが、その辺りはどのように考えているか。

消防保安課長

先ほども述べたとおり、保安人材の減少が続いている状況や各保安レベルの持続的向上を目指すとの国の考えがあり、この制度により高度な技術を持って完成検査

ができる事業者を増やすことができると思っている。

宮川えみ子委員

長期間にわたり第三者による検査がなくなれば、重大な事態が起きる可能性があると思う。法令が改正されたとはいえ、このまま県に持ち込むことは非常に問題だと指摘しておく。

次に、危7ページの議案第12号、福島県防災会議条例の一部を改正する条例について、改正の内容に委員定数は55人以内とするとあり、22人増員して76人とするとのことだが、どのような分野で活躍してもらうために増員するのか。

災害対策課長

条例を改正して現行54人の委員を22人増員するが、多様な視点から防災に対する意見を聞くため、市町村の社会福祉協議会など福祉分野の専門家、大学教授など学識経験者、各種関係団体の職員などを新たに委員に選定したいと考えている。さらに地域バランス等も考慮した結果、必要な増員数を22人とした。

宮川えみ子委員

様々な分野で女性の視点が求められており、今までの組織のトップはどうしても男性が多いが、やはりジェンダー平等の観点から女性を多く任命してほしいと思う。男女半々が理想であり、社会福祉協議会や大学教授、関係団体の職員との説明だが、現在の女性委員の人数と割合を聞く。また、委員の任期は何年になるのか。

災害対策課長

現在の防災会議における女性委員の割合だが、会長を含めて54人中9人で、16.7%である。委員の任期は新旧対照表、第2条第2項のとおり2年であり、充て職の委員はその職にあたる者が任に当たることとなっている。

宮川えみ子委員

女性の比率についてはどのように考えているか。

災害対策課長

国では防災会議の委員の女性比率を2025年までに30%とすることを目標としており、県の審議会等の委員に関する目標は2030年までに40%と承知している。

宮川えみ子委員

追加議案の危7ページ、環境放射能等監視事業については、モニタリングポストに係る経費も入っているのか。また、モニタリングポストは今何か所あるのか。

放射線監視室長

今回の補正は局舎型のモニタリングポストの耐震化を図るものであり、県内35局のうち4局分を計上している。

高宮光敏委員長

ほかにないか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

高宮光敏委員長

なければ、以上で議案に対する質疑を終結し、これより一般的事項に対する質問に入る。

質問のある方は発言願う。

古市三久委員

福島第一原発の地下水を完全に止める遮水壁を造ることについては昨日の本会議でも質問したが、中長期ロードマップに合わせて求めるとの部長答弁だった。中長期ロードマップでは、2025年以内に汚染水発生量を100m³/日以下に抑制するとされており、国は2028年度までに約50～70m³/日に低減させる方針である。ALPS処理水を海洋放出しても完了するまでに30～40年かかると言われているが、地下水を遮水しなければ1日100m³の水が継続して入ってくる。これでは長過ぎるため、遮水壁を造ってもっと早く止水することが必要だと思う。

福島第一原発は本県にあるからこそ、県が直ちに完全な遮水壁を造るよう国に求めるべきだと思う。凍土遮水壁も国が決めたが、新たな遮水壁を造るのに何年もかかる。一般質問で述べたとおり、今のままでは冷却することも不完全だが、水が100%入らなくなれば循環冷却もでき、最終的には空冷に持っていくこともできる。海洋放出も大事だが、やはり一番必要なことは止水である。

県廃炉安全監視協議会の柴崎教授から話を聞いたが、コンクリート等を混ぜて周りを全て壁で囲めば、完全に遮水できると言っている。ただし、凍土遮水壁は深さ30mだが、50m程度まで壁を造らなければ駄目ではないかとも言っている。県の協議会の専門委員が提案していることから、国にも求めていくべきと思うが、全く考えていないのか。県は、国が策定した中長期ロードマップのとおり、東京電力が好きなようにやってよいとのスタンスなのか。

部参事兼原子力安全対策課長

原子炉建屋に流入する地下水の抜本的な対策については、東京電力の案があり、国の汚染水処理対策委員会でも議論されている。中長期ロードマップとしては2025年までに100 t/日以下に抑制するという目標があるが、昨年12月に開かれた国の汚染水処理対策委員会において、既にこの目標はほぼ達成しつつあるため、前倒しして2025年までに約80 t/日、さらに2028年度までには約50～70 t/日に抑制するとされた。どのような方法で減らしていくかだが、局所的な遮水も研究しながら、例えば建物へのカバー設置や、凍土遮水壁の内側のフェーシング割合の引き上げという案が示されている。

これらの案については昨年の廃炉安全監視協議会で説明を受けており、専門委員の議論もあった。県としては、ALPS処理水の放出量を減らす意味でも建屋流入水、地下水対策が必要であることから、広域遮水壁など様々な方法も含め、抜本的な対策を検討し実施するよう、国に対し機会があるごとに強く求めている。

古市三久委員

今の答弁は、50%は国のいいなりである。そうではなく、県としてこのようにやってほしいとの方針をもって、国に求めていかなければならない。これは県民のためでもあるし、世界各国のためでもある。

中長期ロードマップのとおりに取り組むなど、非常に問題である。中長期ロードマップは改定しなければならないし、完全に止水することが必要だと思う。

本当は建屋を覆う建物も必要である。地面をフェーシングしても雨が降れば全て入ってくる。だからチョルノービリのような建屋を造り、なおかつ地下は水が入らないようにすることが最低限の取組である。早く行うよう、知事が国に要望すべきと思うが、部長の考えを聞く。

危機管理部長

委員から中長期ロードマップへの指摘があったが、昨日も答弁したとおり、県も中長期ロードマップどおりに進めることを認めているわけではなく、中長期ロードマップの目標からさらに低減するよう求めている。委員指摘のとおり、雨水と地下水の2つの対策が必要だが、雨水については建屋のカバー等の設置について検討されている。地下水についても、流入を止めることが汚染水、ひいてはALPS処理水の発生量の抑制にもつながっていくことから、非常に重要な課題だと思っている。

そのため、機会があるごとに、国と東京電力に対して知事からも強く対策の強化、

検討を求めている。現在、東京電力においても局所止水や外壁全面止水について、工法等が検討されていると承知している。県として状況をしっかり確認しながら、国と東京電力に対して対策を強化していくよう求めている。

古市三久委員

東京電力が行っていると言うが、ALPS処理水の海洋放出を決めたのは国であり、東京電力は実施しているだけである。要するに東京電力は国に丸投げして、総理大臣が決めたものである。東京電力は実施主体だと社長も述べているため、東京電力に言っても駄目だと思う。この問題は、国にしっかり行うよう求めるべきである。

また、東京電力が行っていることは、非常に問題がある。今回作業員が汚染廃液を浴びた事故の問題も含めて、東京電力に廃炉を行っていただくだけの力が本当にあるのか問われると思う。外国からも様々に問題提起されており、真剣に国に求めていかなければ駄目である。

原発事故から10何年もたつが、地下水流入量が100 t/日ではほとんど改善されていない。最初は540 t/日くらいだったが、今でも毎日100 tずつ入ってくる。昨日の答弁で、知事が原子力緊急事態宣言の解除について現時点ではよく分からないと述べていたが、確かにそのとおりだと思う。解除する方向に持っていくにしても、原子炉を安全に冷却する仕組みをつくる必要があり、そのためにも地下水は完全に止めなければならない。

原子力緊急事態宣言を解除するためには、デブリを取り出せないと駄目だと言う者もいる。880 tあるデブリを1年に1 t取り除いても880年かかり、880年間も原子力緊急事態宣言を解除できない。それでは駄目であり、一番基本的な完全止水を急ぐべきである。これ以上は言わないが、国にしっかり要望してもらいたい。要望とするので、よろしく願う。

宮川えみ子委員

関連して述べる。汚染水を止めることには誰も異議がなく、県民の願いである。様々な声を聞くが、皆非常に不安を持っている。漁業者も後継者を育てなければならないが、先の見通しがよく見えないため育たない。風評の問題も、今は応援してくれているが、何かあったら一挙に崩れてしまうのではないかと心配があり、戻ろうと思っている者も二の足を踏むという深刻な状況があると思う。

古市委員が指摘したとおり、県の姿が見えないという点においては、一生懸命汚染水を止めるために努力している姿を見せなければならないと思うし、実際に真剣に努力することが本県の浮き沈みにも関わると思う。

A L P S 処理水は間を置いてまた流すとのことだが、海洋放出は止めて、地下水等が入ってこないようにし、今ある処理水は様々な技術をもって流さなくてもよい方法を模索するなど、もっと熱心な姿を県民に見せるときではないか。古市委員への答弁以上はないと思うため、この点について強く述べておく。

水野さちこ委員

部長説明要旨の2枚目に記載されているマイ避難は大切なことだと思うが、これは健常児や健康な者が対象なのか。障がい者や超高齢者に対するマイ避難についても考えているのか。

危機管理課長

マイ避難は、自らの命や大切な人の命を守るため、災害が起きた際にどこに、どのタイミングで、どのような手段で避難するかを考え、備えることである。高齢者についてはいち早く避難するようになっており、高齢者との同居世帯など家族の状況に応じて避難してもらうことを考えている。マイ避難については自助であるが、障がい者については共助という形で災害時に避難を支援することになる。

水野さちこ委員

家族と同居している場合にはそれでよいと思うが、高齢者や障がい者が1人で暮らしている場合、誰かの助けがなくても一番最初に何かできることがあるのではないかと思った。その観点でのマイ避難も考えているのかとの質問であるので、再度答弁願う。

危機管理課長

先ほどの答弁のとおり、マイ避難はまず自らの避難を考えることであり、自ら避難できる者が対象となっている。委員指摘の点はマイ避難という形ではなく、その地区で防災計画などを定めて、地区の中に高齢者や障がい者がいれば避難を助けるという形になるかと思う。

古市三久委員

10月に福島第一原発の多核種除去設備（A L P S）で起きた事故について、東京電力は偽装請負とは言っていないが、県は事故の説明を受けてどのように思ったか。

部参事兼原子力安全対策課長

元請けである東芝エネルギーシステムズ（株）から3次請けまであり、今回、現場管理等が不十分であったために3次請け作業員の身体汚染が発生し、福島県立医科大学への入院となった。東京電力からの説明資料では班長がいなかったなど様々な報告を受けているが、県で偽装に当たるか、法令違反に当たるかの判断は難しく、福島労働局の調査になると考えている。

古市三久委員

これは福島労働局が調査することになっているのか。

部参事兼原子力安全対策課長

この事案については福島労働局も承知していることを確認しているが、調査に関する部分については承知していない。

古市三久委員

調査しているか分からないのか。

部参事兼原子力安全対策課長

福島労働局に確認したが、調査に係る個別の案件について話すことはできないとの回答だった。

古市三久委員

東京電力からどのような説明を受けたのか分からないが、12月18日の特定原子力施設監視・評価検討会の資料によれば、作業責任者（X）は3次請け1の作業班長代行で、発生前も発生時もそうになっている。また作業責任者（X）は2次請けの作業責任者であり、2次請けの作業責任者が3次請けの班長を代行し命令するということは、偽装請負になると思う。

これは国会でも議論になり、一般論として偽装請負だと政府も述べている。安全性に関わる非常に重要な問題であり、最初は放射線量がかなり低かったが、最後は10万cpmとなった。10万cpmとは大変な線量である。アノラックを着用しなければならない業務だったが、責任者がいたのに指示していない。そのような作業実態であり、3次請けの責任者もおらず2次請けの責任者が代行している。これは全く偽装請負である。

やはり県は、東京電力が言っていることだけをうのみにするのではなく、廃炉安全監視協議会で調査検証すべきである。そのようにする気は全くないのか。一つ一

つ調査検証し、本当に安全に廃炉が進められているのか監視していかなければならないのではないか。このあともまた事故が起きている。廃炉安全監視協議会が一生懸命やっていることは分かるが、問題点を検証し東京電力や政府に伝えていかなければ、このような事故がこれからも起きると思う。これは本当に皆が偽装請負だと言うと思う。

この事故に限らず、明らかにならないだけで東京電力にはこのようなことが多くあると思う。さらに多重下請構造は原子力発電所が正常運転しているときから問題であり、被曝を隠してきたという問題も過去にあった。そのようなことが今でも続いており、なおかつ廃炉は非常に危険な場での作業だと思う。廃炉安全監視協議会でこの問題についても検証すべきと思うが、どうか。

部参事兼原子力安全対策課長

この問題については11月の廃炉安全監視協議会でも議題として扱い、報告を受けている。10月に問題が発生した際には、県としても直ちに東京電力に対し、そのような請負関係にある協力企業を入れた作業について総点検を実施するよう申入れを行っており、その結果も聞いている。請負の形は労働関係法令の中で判断されるものであり、県が違反について判断することは難しいが、そもそも東京電力が元請に要求している事項が満たされていないという報告もあり、管理面での改善を廃炉安全監視協議会の中でも強く求めている。

古市三久委員

課長も報告を見ていると思うが、多重下請は別としてこれは全く偽装請負であり、やはりしっかりやらなければ駄目だと思う。これは強く要望しておく。

下請作業員がまた被曝している。福島第一原発は汚染レベルによりレッドゾーン、イエローゾーン、グリーンゾーンに分けられており、作業員が全面マスクをしてレッドアルファゾーンで作業し、入退域管理所でアルファ線の汚染が確認されたとのことだが、県としてどのように認識しているか。

部参事兼原子力安全対策課長

今月発生した福島第一原発2号機で作業していた作業員の退出時に顔面汚染が確認された案件だが、アルファ線を放出する放射性物質による表面汚染のリスクがあるエリアでの作業だった。同時に複数名で作業しており、ほかの作業員は防護服を脱ぐときに全面マスクを適正に脱いだため汚染は確認されなかったが、当該作業員

はマスクのベルトを緩めずに脱いでしまったため顔が汚染されたとのことである。

汚染が発生した作業員は従前からこのようにマスクを脱いでおり、これまでも適正なマスクのつけ方、脱ぎ方ができていなかったが、それに誰も気づかず、幸いにも今までは事故が発生していない案件だった。今回は不幸にして汚染が発生したが、そもそも福島第一原発にはまだ汚染されたエリアがあり、県としては、リスクをしっかりと認識させる作業員教育を行うよう東京電力に求めている。

古市三久委員

マスクの脱ぎ方等はよく分からないが、アルファ線は紙を通さない、非常に弱い放射線と言われている。それがたまたま鼻の中に入ったものだが、マスクの脱ぎ方で本当にそうなるのか誰でも疑問に思う。今の答弁は東京電力から確認した内容なのか。また、レッドアルファゾーンはどのようなエリアか聞いたのか。

部参事兼原子力安全対策課長

事故の概要については、東京電力から確認した内容である。また、レッドアルファゾーンは、アルファ線を出す放射性核種が表面汚染する可能性があるエリアで、防護服でも1番重装備である、全面マスクやアノラック等が必要となるエリアである。アルファ線のため、皮膚につくだけでは大きな影響はないが、体内へ取り込まれた際には大きな被曝をもたらすため、内部取り込みの防護装備がしっかり取られるエリアとなっている。

古市三久委員

福島第一原発は1号機からずっとレッドゾーンになっているが、2号機の中で、完全防護してマスクもしていたがアルファ線で汚染された。アルファ線は内部被曝が非常に危険であるが、本当にそのような状況だったのか。アルファ線の退域基準は1桁厳しいと言われているが、そのようなところで作業して汚染している。

この件も、廃炉安全監視協議会でどのような作業をしたのか検証すべきだと思う。そして、東京電力にこのような事故が二度と起きないように申し入れ、要望しなければならぬと思うが、その辺りはどうか。

部参事兼原子力安全対策課長

この案件についても東京電力からしっかりと説明を受け、廃炉安全監視協議会の専門委員には放射線防護や医療の関係者がいるため、意見を聞きながら厳しく対応していきたいと思う。

古市三久委員

廃炉は非常に時間がかかる作業である。作業員が本県民か他県民かは分からないが、やはり労働者の安全を守らなければ廃炉も進まない。作業員の安全を最優先とした廃炉を県として求めていくとともに、その都度、廃炉安全監視協議会で検証し、問題のあるところは東京電力に説明を求め、申し入れるところは申し入れ、国にも同様にしっかり行ってもらいたいと思う。今後もよろしく願いたい。

宮川えみ子委員

関連して一言述べる。今の件は、最初は大したことがないような東京電力の説明であったが、実はその10倍も被曝していたという情報発信の仕方に対し、非常に不信感を持つとの県民の声がある。これから長い間作業が続いていくが、今回の問題では作業員にも信頼されるような体質にしてほしいと思った。

次に、台風第13号の被害について聞く。応急修理について、申請に対する適用率は78%であり、かなり厳しいと以前から指摘している。一番は壁の問題で、今回の水害でも矛盾に思うが、壁は少しでも下部がぬれると上方に染みていき、布団や衣類など全体的にかびてしまうため、アレルギーを発症するなどし、結局は全て改修しなければならなくなる。しかし、外からの風が防げない壁が支援対象であり、部屋と部屋を仕切る壁は対象外と聞いている。応急修理に該当するかについて、具体的にどのように判断しているのか。

災害対策課長

災害救助法に基づく応急修理の対象については、災害救助事務取扱要領により必要最低限度の生活に欠かせない修理が対象となっている。それに基づいた必要な壁や床の修理が対象になると承知している。

宮川えみ子委員

苦情や訴えの中でそのような話も聞くが、具体的に言うと私が指摘したとおりののか。外に向かった壁は対象になり、部屋と部屋の仕切りの壁は対象にならないのか。

災害対策課長

個別具体的な件についてはケース・バイ・ケースと思うが、一般論として災害救助法の応急処理は生活に絶対必要な玄関、風が入ってくるような外壁、雨漏りがある屋根、台所、給湯部分が故障している場合等が対象になると承知している。

宮川えみ子委員

先ほど指摘した事案についても対象にできるよう国に要望してもらいたいと思うが、どうか。

災害対策課長

近年災害が激甚化、頻発化していることもあり、本県のみならず全国知事会等を通して、災害救助法、被災者生活再建支援法を含めた救済の対象拡大や増額等について毎年要望を行っている。

宮川えみ子委員

最近災害が多いとの認識は共通していると思うが、高齢化により金銭的に厳しい実態の中では相当大変である。応急修理で直してもらえなければどこかに家を探す必要があり、家を探しても年金では足りないため、生活保護で出してもらえない。救済に当たり厳しい審査をしていると、被災者が暮らしていくために別な方法が必要になってしまう。全国知事会を通して要望しているというが、応急修理に関してももう少し柔軟に見てもらえるよう、実情に合った見直しをぜひ求めてもらいたいと思うが、どうか。

災害対策課長

応急修理など、災害救助法の対象拡大等については毎年国に求めているところであり、例えば能登半島地震からは、屋根のブルーシートによる応急修理が対象になった。若干ではあるが対象は拡大しており、引き続き要望を続けていきたい。

宮川えみ子委員

ぜひよろしく願う。

次に、部長説明では罹災証明書の申請件数に対する交付割合が99.8%とのことだが、残りの被災者の交付見通しはどうか。

また、県独自の特別給付金として10万円が支給されることは非常によかったと思うが、その交付状況はどうか。

災害対策課長

罹災証明書の発行状況だが、現在申請2,214件に対して交付が2,209件であり、交付割合は99.8%である。今後の見込みだが、申請時期が遅かった者もあり、再調査もあるため、対象の家屋について日程を調整しながら家屋調査を行っている。

また、県独自の10万円の特別給付金の支給状況だが、12月15日時点で836世帯か

ら申請があり、818世帯に支給済みと確認している。

宮川えみ子委員

前にも述べたかもしれないが、高齢化社会で様々な通知が来てもよく分からない者が多くいる。話を聞くと、何をどうしてよいか分かっていない印象を受けたため、市と協議して最後の1件まで面倒を見てもらいたい。要望とする。

高宮光敏委員長

ほかにないか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

高宮光敏委員長

なければ、以上で一般的事項に対する質問を終結する。

これをもって、危機管理部の審査を終わる。

執行部退席のため、暫時休憩する。

(午後 3時36分 休憩)

(午後 3時37分 開議)

高宮光敏委員長

再開する。

本委員会に付託された議員提出議案3件を一括議題とし、審査及び方向づけを行う。

議員提出議案の件名のみ、書記に朗読させる。

(書記朗読)

高宮光敏委員長

初めに、議員提出議案第1号について、各委員の意見を尋ねる。

江花圭司委員

可決を願う。

猪俣明伸委員

可決を願う。

宮川えみ子委員

可決を願う。

水野さちこ委員

可決を願う。

高宮光敏委員長

議員提出議案第1号は、可決の方向として異議ないか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

高宮光敏委員長

異議ないと認め、そのようにする。

次に、議員提出議案第2号について、各委員の意見を尋ねる。

猪俣明伸委員

可決を願う。

宮川えみ子委員

可決を願う。

江花圭司委員

継続審査を願う。

水野さちこ委員

継続審査を願う。

高宮光敏委員長

議員提出議案第2号は、意見が一致していないため、本日は方向づけを行わず、採決において結論を出したいと思うが、異議ないか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

高宮光敏委員長

異議ないと認め、そのようにする。

次に議員提出議案第3号について、各委員の意見を尋ねる。

宮川えみ子委員

可決を願う。

猪俣明伸委員

否決を願う。

江花圭司委員

否決を願う。

水野さちこ委員

否決を願う。

高宮光敏委員長

議員提出議案第3号は、意見が一致していないため、本日は方向づけを行わず、採決において結論を出したいと思うが、異議ないか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

高宮光敏委員長

異議ないと認め、そのようにする。

以上で、議員提出議案の審査を終わる。

次に、意見書の提出を求める請願の審査に入る。

請願調書の件名のみ、書記に朗読させる。

(書記朗読)

高宮光敏委員長

初めに、請願1号については、さきに審査した議員提出議案第1号に関連していることから、採択の方向として異議ないか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

高宮光敏委員長

異議ないと認め、そのようにする。

次に、請願10号については、さきに審査した議員提出議案第3号に関連していることから、意見が一致しない状況にあるので、本日は方向づけを行わず、採決において結論を出したいと思うが、異議ないか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

高宮光敏委員長

異議ないと認め、そのようにする。

以上で、意見書の提出を求める請願の審査を終わる。

なお、採決は12月25日に行う。

本日は、以上で委員会を終わる。

明12月22日は、午前11時より委員会を開く。

日程は、人事委員会事務局、出納局、監査委員事務局及び議会事務局の審査である。

これをもって散会する。

(午後 3時41分 散会)